

令和 6 年度 埼玉県公立学校における 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、埼玉県公立学校の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの

2 調査期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの 1 年間

3 調査範囲（休校は除く）

埼玉県内公立学校 1, 4 2 9 校（6 3 市町村）

小学校 7 9 3 校 ※義務教育学校 前期課程 3 校を含む

中学校 4 1 6 校 ※義務教育学校 後期課程 3 校を含む

中等教育学校 前期課程 1 校を含む

高等学校 1 6 3 校 ※中等教育学校 後期課程 1 校を含む

全日制、定時制、通信制別に 1 校として集計

本科のみ

特別支援学校 5 7 校 ※分校は 1 校として集計

高等部は本科のみ

4 調査項目および調査対象児童生徒数

区分	項目	対象児童生徒数	
調査Ⅰ	小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	小学校	348,421 人
		中学校	173,025 人
		高等学校	109,219 人
調査Ⅱ	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	小学校	348,421 人
		中学校	173,025 人
		高等学校	109,219 人
		特別支援学校	8,889 人
調査Ⅲ	小学校及び中学校における長期欠席の状況等	小学校	348,421 人
		中学校	173,025 人
調査Ⅳ	高等学校における長期欠席の状況等	高等学校	105,789 人
		※通信制課程を除く	
調査Ⅴ	高等学校における中途退学の状況等	高等学校	109,219 人
調査Ⅵ	小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	小学校	348,421 人
		中学校	173,025 人
		高等学校	109,219 人

（出典）令和 6 年度 学校基本調査より

5 調査結果の主な特徴（カッコ内は前年度）

- I 小，中，高等学校における暴力行為の発生件数は，5，554件（5，034件）であり，児童生徒1，000人当たりの発生件数は8.8件（7.9件）である。
- II 小，中，高等学校および特別支援学校におけるいじめの認知件数は37，823件（36，031件）であり，児童生徒の1，000人当たりの認知件数は59.1件（55.7件）である。
- III 小，中学校における不登校児童生徒数は17，038人（16，791人）であり，1，000人当たりの不登校児童生徒数は32.7人（31.8人）である。
- IV 高等学校における不登校生徒数は3，289人（3，302人）であり，1，000人当たりの不登校生徒数は31.1人（31.0人）である。
- V 高等学校における中途退学者数は1，170人（1，252人）であり，中途退学者の割合は1.1%（1.1%）である。
- VI 小，中，高等学校における自殺が疑われる事案の件数は28件（10件）である。

6 目次

I 小学校，中学校及び高等学校における暴力行為の状況	P 3
ア 暴力行為の発生学校数，発生件数等	P 3
イ 学年別加害児童生徒数	P 4
ウ 加害児童生徒への特別な対応	P 4
II 小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	P 5
ア いじめを認知した学校数，いじめの認知件数	P 5
イ いじめの認知件数のうち，警察に相談・通報した件数	P 5
ウ いじめの現在の状況	P 6
エ いじめの認知件数の学年別内訳	P 7
オ いじめの発見のきっかけ	P 8
カ いじめられた児童生徒の相談の状況	P 10
キ いじめの態様	P 11
ク いじめの対応状況（1）いじめる児童生徒への特別な対応	P 12
ケ いじめの対応状況（2）いじめられた児童生徒への特別な対応	P 14
コ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組	P 15
サ いじめの日常的な実態把握のために，児童生徒に対して行った具体的な方法について	P 17
シ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について	P 19
III 小学校及び中学校における長期欠席の状況等	P 20
ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）	P 20
イ 不登校児童生徒について把握した事実	P 21
ウ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数	P 22
エ 不登校児童生徒のうち，自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数	P 24
オ 不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価について	P 24
IV 高等学校における長期欠席の状況等	P 25
ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）	P 25
イ 不登校生徒について把握した事実	P 26
ウ 不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況	P 27
エ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数	P 27
V 高等学校における中途退学の状況等	P 29
ア 退学者数	P 29
VI 小学校，中学校及び高等学校における自殺の状況	P 29
ア 自殺に係る調査を実施した件数	P 29

I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

ア 暴力行為の発生学校数、発生件数等

区分		R 3	R 4	R 5	R 6
小 学 校	学校総数	805	798	796	793
	発生学校数	①対教師暴力	91	106	109
		②生徒間暴力	323	318	320
		③対人暴力	14	10	14
		④器物損壊	112	129	127
		計	369	372	378
	発生件数	①対教師暴力	217	294	351
		②生徒間暴力	1,645	2,003	2,188
		③対人暴力	28	21	17
		④器物損壊	200	262	326
		計	2,090	2,580	2,882
	加害児童生徒数	①対教師暴力	123	169	162
		②生徒間暴力	1,348	1,595	1,748
		③対人暴力	35	17	17
		④器物損壊	206	267	270
		計	1,653	1,962	2,133
	2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	291	385	360	342
中 学 校	学校総数	417	416	416	416
	発生学校数	①対教師暴力	45	47	64
		②生徒間暴力	243	260	268
		③対人暴力	12	12	20
		④器物損壊	114	119	132
		計	270	282	287
	発生件数	①対教師暴力	72	83	101
		②生徒間暴力	1,139	1,259	1,454
		③対人暴力	19	12	26
		④器物損壊	271	350	352
		計	1,501	1,704	1,933
	加害児童生徒数	①対教師暴力	58	54	90
		②生徒間暴力	1,114	1,239	1,398
		③対人暴力	19	12	26
		④器物損壊	263	358	349
		計	1,420	1,619	1,795
	2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	179	187	235	215
高 等 学 校	学校総数	145	145	143	143
	発生学校数	①対教師暴力	8	11	13
		②生徒間暴力	44	50	68
		③対人暴力	10	7	11
		④器物損壊	19	21	35
		計	52	66	84
	発生件数	①対教師暴力	9	12	18
		②生徒間暴力	80	87	132
		③対人暴力	14	8	14
		④器物損壊	26	38	55
		計	129	145	219
	加害児童生徒数	①対教師暴力	9	12	21
		②生徒間暴力	98	106	175
		③対人暴力	15	8	14
		④器物損壊	27	45	70
		計	149	171	275
	2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	5	2	6	5
計	学校総数	1,367	1,359	1,355	1,352
	発生学校数	①対教師暴力	144	164	186
		②生徒間暴力	610	628	656
		③対人暴力	36	29	45
		④器物損壊	245	269	294
		計	691	720	764
	発生件数	①対教師暴力	298	389	470
		②生徒間暴力	2,864	3,349	3,774
		③対人暴力	61	41	57
		④器物損壊	497	650	733
		計	3,720	4,429	5,034
	加害児童生徒数	①対教師暴力	190	235	273
		②生徒間暴力	2,560	2,940	3,321
		③対人暴力	69	37	57
		④器物損壊	496	670	689
		計	3,222	3,752	4,203
	2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	475	574	601	562

- ※ 1 暴力行為とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為。」をいう。
- ※ 2 本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、暴力行為に該当するものを全て調査対象とする。
- ※ 3 学校の管理下、管理下以外のいずれで発生したかに関わらず計上している（ただし、「器物損壊」については「学校の管理下」で起きた場合のみ計上）。
- ※ 4 発生件数は延べ数。
- ※ 5 加害児童生徒数、発生学校数の合計は実人数、実校数。その内訳は延べ数である為、①～④の数と合計数は一致しない。

I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

イ 学年別加害児童生徒数

区分		R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	1年生	266	329	301	298
	2年生	264	327	371	409
	3年生	276	308	397	374
	4年生	300	298	344	391
	5年生	282	359	324	372
	6年生	265	341	396	345
	計	1,653	1,962	2,133	2,189
中学校	1年生	695	702	813	1,011
	2年生	457	590	601	711
	3年生	268	327	381	444
	計	1,420	1,619	1,795	2,166
高等学校	1年生	69	87	118	159
	2年生	54	46	97	100
	3年生	26	38	58	45
	4年生	0	0	2	0
	計	149	171	275	304
	計	3,222	3,752	4,203	4,659

ウ 加害児童生徒への特別な対応

区分		R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。			70	109
	②校長、教頭が指導した。			623	579
	③別室で授業等を行った。			31	70
	④年度途中に学級替えをした。			0	0
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0
		⑥その他	0	0	1
	⑦停学				
	⑧出席停止	0	0	0	0
	⑨自宅学習・自宅謹慎				
	⑩訓告	0	0	0	0
	⑪保護者への報告			2,138	2,232
	⑫被害児童生徒等やその保護者に対する謝罪の指導			1,793	1,962
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携		31	35
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携		49	26
		ウ 首長部局等（イを除く）との連携			7
中学校		エ 病院等の医療機関等との連携		27	50
		オ その他の専門的な関係機関との連携		62	36
		カ 地域の人材や団体等との連携		5	10
	計			4,830	5,116
高等学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。			41	38
	②校長、教頭が指導した。			150	206
	③別室で授業等を行った。			25	63
	④年度途中に学級替えをした。			0	0
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0
		⑥その他	0	0	0
	⑦停学				
	⑧出席停止	0	0	0	0
	⑨自宅学習・自宅謹慎				
	⑩訓告	0	0	0	0
	⑪保護者への報告			1,558	2,090
	⑫被害児童生徒等やその保護者に対する謝罪の指導			1,342	1,780
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携		51	60
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携		28	10
		ウ 首長部局等（イを除く）との連携			2
計		エ 病院等の医療機関等との連携		32	24
		オ その他の専門的な関係機関との連携		16	6
		カ 地域の人材や団体等との連携		5	4
	計			3,248	4,283
計	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。			15	16
	②校長、教頭が指導した。			134	160
	③別室で授業等を行った。			11	
	④年度途中に学級替えをした。			0	0
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0
		⑥その他	1	2	3
	⑦停学		0	2	3
	⑧出席停止				
	⑨自宅学習・自宅謹慎	25	34	177	202
	⑩訓告	8	10	16	28
	⑪保護者への報告			144	201
	⑫被害児童生徒等やその保護者に対する謝罪の指導			100	125
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携		12	10
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携		3	0
		ウ 首長部局等（イを除く）との連携			1
計		エ 病院等の医療機関等との連携		2	
		オ その他の専門的な関係機関との連携		4	3
		カ 地域の人材や団体等との連携		0	0
	計			624	765
計	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。			126	163
	②校長、教頭が指導した。			907	945
	③別室で授業等を行った。			67	142
	④年度途中に学級替えをした。			0	0
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0
		⑥その他	1	4	2
	⑦停学		0	2	3
	⑧出席停止		0	0	0
	⑨自宅学習・自宅謹慎	25	34	177	202
	⑩訓告	8	10	16	28
	⑪保護者への報告			3,840	4,523
	⑫被害児童生徒等やその保護者に対する謝罪の指導			3,235	3,867
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携		94	105
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携		80	36
		ウ 首長部局等（イを除く）との連携			10
計		エ 病院等の医療機関等との連携		61	75
		オ その他の専門的な関係機関との連携		82	45
		カ 地域の人材や団体等との連携		10	14
	計			8,702	10,164

- ※ 1 加害児童生徒数は実人数。1人の加害児童生徒が複数回の暴力行為や、複数の形態の暴力行為を行った場合も1人として計上。
- ※ 2 新たに加わった項目については、令和5年度までの部分に車線を入れている。
- ※ 3 「退学・転学 ⑥その他」とは、勧奨・申出による退学及び転学である。
- ※ 4 「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ア いじめを認知した学校数、いじめの認知件数

区分		R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	学校総数	805	798	796	793
	認知した学校数	769	762	776	760
	認知していない学校数	36	36	20	33
	認知件数	26,292	29,643	30,162	30,718
中学校	学校総数	417	416	416	416
	認知した学校数	398	400	405	397
	認知していない学校数	19	16	11	19
	認知件数	4,441	5,210	5,677	6,895
高等学校	学校総数	165	165	163	163
	認知した学校数	65	69	77	78
	認知していない学校数	99	96	86	85
	認知件数	124	131	181	194
特別支援学校	学校総数	47	50	54	57
	認知した学校数	9	5	6	7
	認知していない学校数	38	45	48	50
	認知件数	17	9	11	16
合計	学校総数	1,434	1,429	1,429	1,429
	認知した学校数	1,241	1,236	1,264	1,242
	認知していない学校数	192	193	165	187
	認知件数	30,874	34,993	36,031	37,823

イ いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数

区分	R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	14	9	30	27
中学校	15	34	40	47
高等学校	5	6	9	6
特別支援学校	0	0	0	0
計	34	49	79	80

- ※ 1 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- ※ 2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。このため学校総数は学校基本調査の数値と一致しない。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ウ いじめの現在の状況

区分				R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	解消しているもの (日常的に観察中)		件数	20,361	22,321	23,419	24,021
	解消に向けて 取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	1,589	2,056	1,992	2,088
		いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	4,333	5,261	4,740	4,599
		その他	件数	9	5	11	10
	合計		件数	26,292	29,643	30,162	30,718
中学校	解消しているもの (日常的に観察中)		件数	3,547	4,019	4,372	5,234
	解消に向けて 取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	322	323	438	620
		いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	571	867	862	1,034
		その他	件数	1	1	5	7
	合計		件数	4,441	5,210	5,677	6,895
高等学校	解消しているもの (日常的に観察中)		件数	93	107	140	118
	解消に向けて 取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	11	7	19	32
		いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	13	16	10	36
		その他	件数	7	1	12	8
	合計		件数	124	131	181	194
特別支援学校	解消しているもの (日常的に観察中)		件数	15	6	7	10
	解消に向けて 取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	1	2	1	3
		いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	1	1	3	3
		その他	件数	0	0	0	0
	合計		件数	17	9	11	16
合計	解消しているもの (日常的に観察中)		件数	24,016	26,453	27,938	29,383
	解消に向けて 取組中	いじめを認知してから 3か月以上経過しているもの	件数	1,923	2,388	2,450	2,743
		いじめを認知してから 3か月経過していないもの	件数	4,918	6,145	5,615	5,672
		その他	件数	17	7	28	25
	合計		件数	30,874	34,993	36,031	37,823

※ 1 年度末現在の状況。

※ 2 「その他」とは、いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や転学等、「解消しているもの」「解消に向けて取組中」に該当しないものを計上。

※ 3 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消；

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

工 いじめの認知件数の学年別内訳

区分		R 3	R 4	R 5	R 6	区分		R 3	R 4	R 5	R 6
小 学 校	小 1	5,105	5,827	5,431	5,311	小 学 部	1 年生	0	0	0	0
	小 2	5,323	5,601	6,058	5,989		2 年生	0	0	0	0
	小 3	4,940	5,869	5,739	5,918		3 年生	0	0	0	1
	小 4	4,306	5,110	5,146	5,218		4 年生	0	0	0	0
	小 5	3,684	3,997	4,360	4,669		5 年生	0	0	0	0
	小 6	2,934	3,239	3,428	3,613		6 年生	0	0	0	0
	計	26,292	29,643	30,162	30,718		計	0	0	0	1
中 学 校	中 1	2,227	2,720	2,840	3,453	特 別 支 援 学 校 中 学 部	1 年生	0	0	2	1
	中 2	1,481	1,637	1,838	2,298		2 年生	1	1	0	1
	中 3	733	853	999	1,144		3 年生	0	1	0	0
	計	4,441	5,210	5,677	6,895		計	1	2	2	2
高 等 学 校	高 1	64	83	88	91	高 等 部	1 年生	11	3	3	2
	高 2	33	31	63	69		2 年生	2	3	5	9
	高 3	27	16	21	34		3 年生	3	1	1	2
	高 4	0	1	9	0		計	16	7	9	13
	計	124	131	181	194	計	計	17	9	11	16

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

オ いじめの発見のきっかけ

区分		R 3	R 4	R 5	R 6
小 学 校	学校の教職員等が発見した。	17,939	20,381	19,428	19,349
	学級担任が発見した。	2,953	2,985	2,291	2,610
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	148	268	278	420
	養護教諭が発見した。	10	53	36	40
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	24	15	31	14
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	14,804	17,060	16,792	16,265
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	8,353	9,262	10,734	11,369
	本人からの訴え	4,659	4,857	5,052	5,455
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	2,841	3,241	4,149	4,617
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	615	790	1,156	902
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	215	332	327	288
	地域の住民からの情報	7	5	9	15
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	12	25	24	57
	その他（匿名による投書など）	4	12	17	35
	計	26,292	29,643	30,162	30,718
中 学 校	学校の教職員等が発見した。	2,075	2,244	2,428	3,100
	学級担任が発見した。	480	679	655	714
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	205	246	407	608
	養護教諭が発見した。	16	28	30	57
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	6	13	17	24
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	1,368	1,278	1,319	1,697
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	2,366	2,966	3,249	3,795
	本人からの訴え	1,493	1,915	1,553	2,030
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	560	702	1,110	1,248
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	196	262	413	384
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	91	72	134	109
	地域の住民からの情報	5	4	6	8
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	17	10	7	7
	その他（匿名による投書など）	4	1	26	9
	計	4,441	5,210	5,677	6,895

※ 1 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。

※ 2 同一児童生徒が調査年度間に複数のいじめを受けた場合、当該年度に最初にいじめが認知されたときの発見のきっかけを計上している。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

オ いじめの発見のきっかけ

区分		R 3	R 4	R 5	R 6
高等学校	学校の教職員等が発見した。	39	45	61	72
	学級担任が発見した。	2	6	6	8
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	3	5	5	1
	養護教諭が発見した。	1	1	0	0
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0	0	0
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	33	33	50	63
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	85	86	120	122
	本人からの訴え	41	51	59	80
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	29	23	37	27
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	9	5	15	10
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	5	7	7	3
	地域の住民からの情報	1	0	0	0
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	0	0	1	2
	その他（匿名による投書など）	0	0	1	0
	計	124	131	181	194
特別支援学校	学校の教職員等が発見した。	10	6	5	9
	学級担任が発見した。	4	3	2	1
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	3	0	2	0
	養護教諭が発見した。	0	0	0	0
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0	0	0
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	3	3	1	8
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	7	3	6	7
	本人からの訴え	7	1	4	0
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	0	1	2	3
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	0	0	0	1
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	0	1	0	0
	地域の住民からの情報	0	0	0	0
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	0	0	0	1
	その他（匿名による投書など）	0	0	0	2
	計	17	9	11	16
計	学校の教職員等が発見した。	20,063	22,676	21,922	22,530
	学級担任が発見した。	3,439	3,673	2,954	3,333
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	359	519	692	1,029
	養護教諭が発見した。	27	82	66	97
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	30	28	48	38
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	16,208	18,374	18,162	18,033
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	10,811	12,317	14,109	15,293
	本人からの訴え	6,200	6,824	6,668	7,565
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	3,430	3,967	5,298	5,895
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	820	1,057	1,584	1,297
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	311	412	468	400
	地域の住民からの情報	13	9	15	23
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	29	35	32	67
	その他（匿名による投書など）	8	13	44	46
	計	30,874	34,993	36,031	37,823

- ※ 1 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。
- ※ 2 同一児童生徒が調査年度間に複数のいじめを受けた場合、当該年度に最初にいじめが認知されたときの発見のきっかけを計上している。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

カ いじめられた児童生徒の相談の状況

区分		R 3	R 4	R 5	R 6
小 学 校	学級担任に相談した。	23,078	26,488	26,390	26,759
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	771	1,148	952	1,058
	養護教諭に相談した。	232	331	357	269
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	176	194	156	190
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	95	68	66	182
	保護者や家族等に相談した。	6,035	6,703	7,379	7,119
	友人に相談した。	1,471	1,122	1,167	1,281
	その他の人（地域の人など）に相談した。	32	65	58	46
	誰にも相談していない。	590	298	383	390
	計	32,480	36,417	36,908	37,294
中 学 校	学級担任に相談した。	3,638	4,101	4,172	5,281
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	800	866	1,090	1,387
	養護教諭に相談した。	89	142	135	233
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	126	130	102	168
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	46	64	38	36
	保護者や家族等に相談した。	1,012	1,338	1,643	2,002
	友人に相談した。	228	535	423	514
	その他の人（地域の人など）に相談した。	7	1	18	15
	誰にも相談していない。	94	102	101	194
	計	6,040	7,279	7,722	9,830
高 等 学 校	学級担任に相談した。	90	88	108	142
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	25	23	33	42
	養護教諭に相談した。	5	2	10	12
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	3	4	20	12
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	2	2	4	5
	保護者や家族等に相談した。	36	48	63	55
	友人に相談した。	14	12	12	14
	その他の人（地域の人など）に相談した。	1	1	1	0
	誰にも相談していない。	6	6	21	4
	計	182	186	272	286
特 別 支 援 学 校	学級担任に相談した。	14	5	9	10
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	2	0	2	0
	養護教諭に相談した。	0	1	0	0
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	0	0	1	1
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	0	0	0	0
	保護者や家族等に相談した。	0	7	2	5
	友人に相談した。	0	0	0	0
	その他の人（地域の人など）に相談した。	0	0	0	0
	誰にも相談していない。	1	0	0	1
	計	17	13	14	17
計	学級担任に相談した。	26,820	30,682	30,679	32,192
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	1,598	2,037	2,077	2,487
	養護教諭に相談した。	326	476	502	514
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	305	328	279	371
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	143	134	108	223
	保護者や家族等に相談した。	7,083	8,096	9,087	9,181
	友人に相談した。	1,713	1,669	1,602	1,809
	その他の人（地域の人など）に相談した。	40	67	77	61
	誰にも相談していない。	691	406	505	589
	計	38,719	43,895	44,916	47,427

※ 1 複数回答を可とする。

※ 2 学校が当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

キ いじめの態様

区分		R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	15,254	16,987	17,442	18,234
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	2,775	2,971	3,017	3,076
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	6,655	7,677	7,200	7,267
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	1,009	1,488	1,637	1,741
	金品をたかられる。	132	205	212	222
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1,120	1,469	1,596	1,602
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2,345	2,687	3,014	3,123
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	380	425	408	497
	その他	479	748	668	565
	計	30,149	34,657	35,194	36,327
中学校	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,913	3,238	3,616	4,474
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	339	336	359	495
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	523	647	671	827
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	145	249	306	375
	金品をたかられる。	18	50	64	69
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	199	250	281	386
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	279	374	572	594
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	395	477	478	534
	その他	103	203	84	93
	計	4,914	5,824	6,431	7,847
高等学校	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	87	92	106	145
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	15	19	25	27
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	7	9	18	24
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	3	2	1	7
	金品をたかられる。	3	5	0	3
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	3	9	7	4
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	4	6	8	9
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	19	25	29	19
	その他	5	1	9	5
	計	146	168	203	243
特別支援学校	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	7	8	9	12
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	1	1	1	0
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	1	1	3	2
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	0	0	0	0
	金品をたかられる。	0	0	1	0
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	4	0	1	0
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1	0	0	1
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	3	1	0	1
	その他	1	0	0	0
	計	18	11	15	16
計	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	18,261	20,325	21,173	22,865
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	3,130	3,327	3,402	3,598
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	7,186	8,334	7,892	8,120
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	1,157	1,739	1,944	2,123
	金品をたかられる。	153	260	277	294
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1,326	1,728	1,885	1,992
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2,629	3,067	3,594	3,727
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	797	928	915	1,051
	その他	588	952	761	663
	計	35,227	40,660	41,843	44,433

※ 1 複数回答可とする。

※ 2 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ク いじめの対応状況（１）いじめる児童生徒への特別な対応

区分		R 3	R 4	R 5	R 6
小 学 校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	148	221	149	153
	②校長、教頭が指導した。	1,326	1,505	1,295	1,301
	③別室で授業等を行った。	45	30	94	116
	④年度途中に学級替えをした。	1	0	0	1
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0
		⑥その他	0	4	0
	⑦停学				
	⑧出席停止	0	0	0	0
	⑨自宅学習・自宅謹慎				
	⑩訓告	0	0	0	0
	⑪保護者への報告	15,153	19,293	18,410	20,175
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	18,555	20,771	19,275	20,626
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	16	65	34
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	6	15	14
		ウ 首長部局等（イを除く）との連携			15
		エ 病院等の医療機関等との連携	2	12	15
		オ その他の専門的な関係機関との連携	16	19	25
		カ 地域の人材や団体等との連携	5	9	11
	計	35,273	41,940	39,326	42,478
中 学 校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	76	107	79	151
	②校長、教頭が指導した。	82	98	137	146
	③別室で授業等を行った。	16	16	25	143
	④年度途中に学級替えをした。	0	0	0	1
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0
		⑥その他	0	0	1
	⑦停学				
	⑧出席停止	0	0	0	0
	⑨自宅学習・自宅謹慎				
	⑩訓告	0	0	0	0
	⑪保護者への報告	3,586	4,595	4,759	5,768
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	3,003	3,631	3,883	4,477
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	16	53	53
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	2	5	12
		ウ 首長部局等（イを除く）との連携			6
		エ 病院等の医療機関等との連携	4	5	4
		オ その他の専門的な関係機関との連携	2	6	11
		カ 地域の人材や団体等との連携	2	5	2
	計	6,789	8,521	8,965	10,794

※ 1 複数回答可とする。

※ 2 ③「別室で授業等を行った。」とは、いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合をいう。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は含まない。

※ 3 「退学・転学 ⑥その他」とは、勧奨・申出による退学及び転学である。

※ 4 ⑩「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第 2 6 条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ク いじめの対応状況（１）いじめた児童生徒への特別な対応

区分		R 3	R 4	R 5	R 6
高 等 学 校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	6	9	17	17
	②校長、教頭が指導した。	25	42	53	49
	③別室で授業等を行った。	1	3	4	5
	④年度途中に学級替えをした。	0	0	0	1
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0
		⑥その他	1	2	2
	⑦停学	0	2	0	0
	⑧出席停止				
	⑨自宅学習・自宅謹慎	25	34	34	45
	⑩訓告	8	10	8	7
	⑪保護者への報告	75	81	96	116
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	50	65	56	54
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	0	6	5
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	1	0	0
		ウ 首長部局等（イを除く）との連携			1
		エ 病院等の医療機関等との連携	1	1	2
		オ その他の専門的な関係機関との連携	1	1	0
		カ 地域の人材や団体等との連携	0	0	0
	計	194	256	275	303
特 別 支 援 学 校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	0	1	0	4
	②校長、教頭が指導した。	1	1	1	3
	③別室で授業等を行った。	6	1	0	5
	④年度途中に学級替えをした。	0	0	0	0
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0
		⑥その他	0	0	0
	⑦停学	0	0	0	0
	⑧出席停止				
	⑨自宅学習・自宅謹慎	0	0	0	0
	⑩訓告	1	0	0	0
	⑪保護者への報告	14	7	8	8
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	5	1	3	4
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	0	0	0
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	0	0	0
		ウ 首長部局等（イを除く）との連携			0
		エ 病院等の医療機関等との連携	0	0	0
		オ その他の専門的な関係機関との連携	0	0	0
		カ 地域の人材や団体等との連携	0	0	0
	計	27	11	12	24
計	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	230	338	245	325
	②校長、教頭が指導した。	1,434	1,646	1,486	1,499
	③別室で授業等を行った。	68	50	123	269
	④年度途中に学級替えをした。	1	0	0	3
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0
		⑥その他	1	2	3
	⑦停学	0	2	0	0
	⑧出席停止	0	0	0	0
	⑨自宅学習・自宅謹慎	25	34	34	45
	⑩訓告	9	10	8	7
	⑪保護者への報告	18,828	23,976	23,273	26,067
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	21,613	24,468	23,217	25,161
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	32	124	92
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	9	20	26
		ウ 首長部局等（イを除く）との連携			22
		エ 病院等の医療機関等との連携	7	18	21
		オ その他の専門的な関係機関との連携	19	26	36
		カ 地域の人材や団体等との連携	7	14	13
	計	42,283	50,728	48,578	53,599

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ケ いじめの対応状況（２）いじめられた児童生徒への特別な対応

区分		R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	199	414	230	268
	②別室の提供や常時教職員が付くなどとして、心身の安全を確保した。	378	412	740	720
	③緊急避難として欠席させた。	3	0	5	12
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	606	318	309	257
	⑤年度途中に学級替えをした。	2	0	0	2
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	379	290	310	374
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	17	22	30	18
	⑧関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携			35
		イ 首長部局等（⑦を除く）との連携			7
		ウ 病院等の医療機関等との連携			9
		エ その他の専門的な関係機関との連携			13
		オ 地域の人材や団体等との連携			6
	計	1,584	1,456	1,624	1,721
中学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	271	224	217	344
	②別室の提供や常時教職員が付くなどとして、心身の安全を確保した。	381	427	268	381
	③緊急避難として欠席させた。	1	0	1	13
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	441	489	380	418
	⑤年度途中に学級替えをした。	0	0	0	1
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	116	210	308	302
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	16	9	48	31
	⑧関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携			59
		イ 首長部局等（⑦を除く）との連携			4
		ウ 病院等の医療機関等との連携			12
		エ その他の専門的な関係機関との連携			5
		オ 地域の人材や団体等との連携			1
	計	1,226	1,359	1,222	1,571
高等学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	21	32	35	48
	②別室の提供や常時教職員が付くなどとして、心身の安全を確保した。	24	24	21	27
	③緊急避難として欠席させた。	5	4	5	2
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	20	23	20	31
	⑤年度途中に学級替えをした。	0	0	0	1
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	20	18	29	21
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	3	2	1	2
	⑧関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携			2
		イ 首長部局等（⑦を除く）との連携			1
		ウ 病院等の医療機関等との連携			1
		エ その他の専門的な関係機関との連携			1
		オ 地域の人材や団体等との連携			0
	計	93	103	111	137
特別支援学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	3	1	1	3
	②別室の提供や常時教職員が付くなどとして、心身の安全を確保した。	7	5	3	12
	③緊急避難として欠席させた。	0	0	7	0
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	1	0	0	0
	⑤年度途中に学級替えをした。	0	0	0	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	0	0	0	1
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	0	0	0	0
	⑧関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携			0
		イ 首長部局等（⑦を除く）との連携			0
		ウ 病院等の医療機関等との連携			0
		エ その他の専門的な関係機関との連携			0
		オ 地域の人材や団体等との連携			0
	計	11	6	11	16
計	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	494	671	483	663
	②別室の提供や常時教職員が付くなどとして、心身の安全を確保した。	790	868	1,032	1,140
	③緊急避難として欠席させた。	9	4	18	27
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	1,068	830	709	706
	⑤年度途中に学級替えをした。	2	0	0	4
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	515	518	647	698
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	36	33	79	51
	⑧関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携			96
		イ 首長部局等（⑦を除く）との連携			12
		ウ 病院等の医療機関等との連携			22
		エ その他の専門的な関係機関との連携			19
		オ 地域の人材や団体等との連携			7
	計	2,914	2,924	2,968	3,445

※ 1 複数回答可とする。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

コ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

区分		R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	①－１ 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	805	798	796	793
	①－２ いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	805	798	796	793
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	805	798	796	793
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	668	682	683	703
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	762	775	762	769
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	720	715	708	707
	⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。			232	261
	⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	805	798	796	793
	⑧ 保護者やＰＴＡなどとともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	361	404	367	376
	⑨ 地域の人材や団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。				328
	⑩ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	252	280	271	299
	⑪ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	737	759	742	786
	⑫ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	805	798	796	793
	⑬ いじめ防止対策推進法第２２条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	805	798	796	793
	計	8,330	8,403	8,541	8,987
中学校	①－１ 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	417	416	416	415
	①－２ いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	417	416	416	415
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	417	416	416	415
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	363	376	372	381
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	406	403	409	410
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	374	377	371	375
	⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。			151	160
	⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	416	415	415	415
	⑧ 保護者やＰＴＡなどとともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	191	219	206	210
	⑨ 地域の人材や団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。				175
	⑩ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	168	202	193	205
	⑪ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	391	401	400	412
	⑫ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	417	416	416	415
	⑬ いじめ防止対策推進法第２２条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	417	416	416	415
	計	4,394	4,473	4,597	4,818

※１ 複数回答可とする。ただし、１校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、１校と数える。

※２ 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ１校として計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

コ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

区分		R 3	R 4	R 5	R 6
高等学校	①－１ 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	164	162	162	162
	①－２ いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	83	85	61	60
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	60	70	49	46
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	48	62	50	44
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	141	139	116	118
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	107	104	81	76
	⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。			18	18
	⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	163	157	157	162
	⑧ 保護者やＰＴＡなどとともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	19	25	20	11
	⑨ 地域の人材や団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。				6
	⑩ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	29	38	26	21
	⑪ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	105	105	88	89
	⑫ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	163	155	157	161
	⑬ いじめ防止対策推進法第２２条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	162	158	158	158
	計	1,244	1,260	1,143	1,132
特別支援学校	①－１ 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	47	49	53	56
	①－２ いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	23	30	26	33
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	31	33	29	37
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	21	30	24	27
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	20	28	18	28
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	21	26	20	28
	⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。			9	9
	⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	28	46	50	54
	⑧ 保護者やＰＴＡなどとともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	6	11	6	9
	⑨ 地域の人材や団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。				8
	⑩ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	10	12	8	8
	⑪ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	28	34	29	31
	⑫ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	47	44	52	57
	⑬ いじめ防止対策推進法第２２条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	47	43	48	53
	計	329	386	372	438
計	①－１ 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	1,433	1,425	1,427	1,426
	①－２ いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	1,328	1,329	1,299	1,301
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	1,313	1,317	1,290	1,291
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	1,100	1,150	1,129	1,155
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	1,329	1,345	1,305	1,325
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	1,222	1,222	1,180	1,186
	⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。			410	448
	⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	1,412	1,416	1,418	1,424
	⑧ 保護者やＰＴＡなどとともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	577	659	599	606
	⑨ 地域の人材や団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。				517
	⑩ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	459	532	498	533
	⑪ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	1,261	1,299	1,259	1,318
	⑫ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	1,432	1,413	1,421	1,426
	⑬ いじめ防止対策推進法第２２条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	1,431	1,415	1,418	1,419
	計	14,297	14,522	14,653	15,375

※ １ 複数回答可とする。ただし、１校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、１校と数える。

※ ２ 高等学校の全定置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ１校として計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

サ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法について

区分			R 3		R 4		R 5		R 6	
			いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校
小 学 校	(1) アンケート調査の実施		769	36	762	36	776	20	759	30
	① 実施頻度	ア 年1回	6	1	3	0	1	0	4	0
		イ 年2～3回	317	19	293	24	290	12	265	19
		ウ 年4回以上	446	16	466	12	485	8	490	11
	② 調査方法	ア 記名式	691	31	693	34	713	17	689	25
		イ 無記名式	99	1	100	1	77	4	89	4
		ウ 記名・無記名の選択式	39	4	41	1	33	1	30	1
	③ 回答方法	ア 学校で記入	756	36	748	36	764	20	747	29
		イ 持ち帰って記入	39	0	46	1	41	1	50	2
	(2) 個別面談の実施		558	20	559	20	573	13	564	24
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		188	8	173	4	189	5	162	7
	(4) 家庭訪問		292	8	288	12	262	6	253	9
中 学 校	(5) その他		27	1	35	3	30	2	15	2
	(6) 計		1,834	73	1,817	75	1,830	46	1,753	72
	(1) アンケート調査の実施		398	18	400	16	405	11	396	17
	① 実施頻度	ア 年1回	1	1	2	3	3	2	8	1
		イ 年2～3回	151	7	146	7	141	6	126	9
		ウ 年4回以上	246	10	252	6	261	3	262	7
	② 調査方法	ア 記名式	355	14	354	14	376	7	365	13
		イ 無記名式	63	3	49	1	45	3	39	2
		ウ 記名・無記名の選択式	14	1	26	1	17	1	19	2
	③ 回答方法	ア 学校で記入	358	16	371	16	377	11	365	14
		イ 持ち帰って記入	74	4	61	2	61	0	59	3
	(2) 個別面談の実施		360	14	374	15	376	11	358	13
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		360	12	379	15	382	9	360	14
	(4) 家庭訪問		218	10	216	8	210	6	219	8
	(5) その他		11	2	20	1	14	0	10	3
	(6) 計		1,347	56	1,389	55	1,387	37	1,343	55

※ 1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※ 2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

サ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法について

区分			R 3		R 4		R 5		R 6	
			いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校
高 等 学 校	(1) アンケート調査の実施		65	99	69	96	77	86	78	85
	① 実施頻度	ア 年1回	12	35	8	20	5	12	3	12
		イ 年2～3回	50	63	56	74	68	72	69	68
		ウ 年4回以上	3	1	5	2	4	2	6	5
	② 調査方法	ア 記名式	41	59	44	57	52	58	52	60
		イ 無記名式	18	28	19	28	15	19	20	18
		ウ 記名・無記名の選択式	8	18	11	14	11	12	8	8
	③ 回答方法	ア 学校で記入	41	57	39	61	50	54	47	56
		イ 持ち帰って記入	33	48	39	44	43	42	36	34
	(2) 個別面談の実施		34	49	43	46	41	37	29	42
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		0	5	4	4	2	4	1	2
	(4) 家庭訪問		6	8	8	4	2	4	2	5
	(5) その他		1	1	3	3	2	2	0	1
	(6) 計		106	162	127	153	124	133	110	135
特 別 支 援 学 校	(1) アンケート調査の実施		9	25	5	39	5	41	7	46
	① 実施頻度	ア 年1回	5	16	2	17	3	15	3	15
		イ 年2～3回	4	9	3	21	2	25	4	30
		ウ 年4回以上	0	0	0	1	0	1	0	1
	② 調査方法	ア 記名式	4	7	3	15	3	18	5	26
		イ 無記名式	2	12	0	18	1	18	1	16
		ウ 記名・無記名の選択式	4	6	2	8	1	6	1	6
	③ 回答方法	ア 学校で記入	4	7	1	16	2	20	2	19
		イ 持ち帰って記入	5	19	4	27	3	24	5	29
	(2) 個別面談の実施		5	24	5	25	5	31	4	41
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		2	14	3	10	4	27	3	28
	(4) 家庭訪問		3	7	1	9	1	6	1	10
	(5) その他		0	6	2	7	0	8	1	11
	(6) 計		19	76	16	90	15	113	16	136
計	(1) アンケート調査の実施		1,241	178	1,236	187	1,263	158	1,240	178
	① 実施頻度	ア 年1回	24	53	15	40	12	29	18	28
		イ 年2～3回	522	98	498	126	501	115	464	126
		ウ 年4回以上	695	27	723	21	750	14	758	24
	② 調査方法	ア 記名式	1,091	111	1,094	120	1,144	100	1,111	124
		イ 無記名式	182	44	168	48	138	44	149	40
		ウ 記名・無記名の選択式	65	29	80	24	62	20	58	17
	③ 回答方法	ア 学校で記入	1,159	116	1,159	129	1,193	105	1,161	118
		イ 持ち帰って記入	151	71	150	74	148	67	150	68
	(2) 個別面談の実施		957	107	981	106	995	92	955	120
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		550	39	559	33	577	45	526	51
	(4) 家庭訪問		519	33	513	33	475	22	475	32
	(5) その他		39	10	60	14	46	12	26	17
	(6) 計		3,306	367	3,349	373	3,356	329	3,222	398

※1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※2 高等学校の全定置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

シ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

区 分		R 3	R 4	R 5	R 6
小 学 校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数（校）	16	19	41	55
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数（件）	17	19	44	59
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	12	5	17	36
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	12	16	37	40
中 学 校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数（校）	16	22	33	34
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数（件）	18	25	34	38
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	13	19	14	25
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	8	12	25	19
高 等 学 校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数（校）	5	4	7	5
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数（件）	5	4	7	5
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	2	2	6	3
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	3	3	3	2
特 別 支 援 学 校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数（校）	0	0	0	0
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数（件）	0	0	0	0
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	0	0	0	0
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	0	0	0	0
計	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数（校）	37	45	81	94
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数（件）	40	48	85	102
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	27	26	37	64
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」重大事態の発生件数	23	31	65	61

※1 1件の「重大事態」が、法第28条第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上。

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

区分			R 3	R 4	R 5	R 6
小 学 校	病気	計	1,285	1,509	3,906	4,240
	経済的理由	計	0	0	0	0
	不登校（Ａ）	小 1	160	249	414	366
		小 2	292	410	630	676
		小 3	369	566	819	852
		小 4	564	735	1,074	1,139
		小 5	806	1,070	1,350	1,540
		小 6	1,053	1,365	1,671	1,769
		計	3,244	4,395	5,958	6,342
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	小 1				
		小 2	84	94	182	247
		小 3	122	190	293	375
		小 4	203	255	425	509
		小 5	336	425	593	752
		小 6	502	606	851	958
		計	1,247	1,570	2,344	2,841
	(A)のうち、５０日以上欠席している者	小 1			252	224
		小 2			420	442
		小 3			558	607
		小 4			781	824
		小 5			1,003	1,151
		小 6			1,305	1,375
		計			4,319	4,623
	うち、90日以上欠席している者	小 1	44	72	129	103
		小 2	103	160	248	249
		小 3	162	253	342	384
		小 4	281	344	511	527
		小 5	385	539	710	803
		小 6	575	710	939	964
		計	1,550	2,078	2,879	3,030
	うち、出席日数10日以下	小 1	6	11	13	7
		小 2	19	27	37	44
		小 3	31	56	59	72
小 4		57	62	120	106	
小 5		84	99	154	186	
小 6		124	140	183	219	
計		321	395	566	634	
うち、出席日数0日	小 1	3	4	5	1	
	小 2	6	12	16	18	
	小 3	12	19	19	20	
	小 4	19	25	43	32	
	小 5	31	43	57	70	
	小 6	46	43	49	58	
	計	117	146	189	199	
新型コロナウイルスの感染回避	計	4,510	747			
その他	計	3,994	3,179	2,070	2,231	
合計	小 1	1,463	862	1,302	1,161	
	小 2	1,655	1,121	1,465	1,560	
	小 3	1,928	1,313	1,708	1,818	
	小 4	2,224	1,636	1,993	2,157	
	小 5	2,705	2,083	2,451	2,767	
	小 6	3,058	2,815	3,015	3,350	
	計	13,033	9,830	11,934	12,813	

区分			R 3	R 4	R 5	R 6
中 学 校	病気	計	1,981	2,370	2,939	2,821
	経済的理由	計	0	0	0	0
	不登校（Ａ）	中 1	2,201	2,565	2,750	2,805
		中 2	2,911	3,614	3,890	3,787
		中 3	2,822	3,536	4,193	4,104
		計	7,934	9,715	10,833	10,696
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	中 1	669	682	975	1,144
		中 2	1,505	1,902	2,302	2,342
		中 3	1,878	2,453	2,953	3,101
		計	4,052	5,037	6,230	6,587
	(A)のうち、５０日以上欠席している者	中 1			2,185	2,179
		中 2			3,307	3,110
		中 3			3,625	3,506
		計			9,117	8,795
	うち、90日以上欠席している者	中 1	1,176	1,411	1,520	1,579
		中 2	1,835	2,330	2,585	2,437
		中 3	1,933	2,423	2,933	2,861
		計	4,944	6,164	7,038	6,877
	うち、出席日数10日以下	中 1	168	216	211	252
		中 2	437	559	564	558
		中 3	474	521	581	632
		計	1,079	1,296	1,356	1,442
	うち、出席日数0日	中 1	38	58	75	70
中 2		166	191	195	174	
中 3		128	120	140	120	
計		332	369	410	364	
新型コロナウイルスの感染回避	計	1,093	238			
その他	計	1,304	1,412	907	907	
合計	中 1	3,448	3,681	3,846	3,877	
	中 2	4,471	5,005	5,305	5,131	
	中 3	4,393	5,049	5,528	5,416	
	計	12,312	13,735	14,679	14,424	
小・中 学 校 計	病気	計	3,266	3,879	6,845	7,061
	経済的理由	計	0	0	0	0
	不登校（Ａ）	計	11,178	14,110	16,791	17,038
		(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	計	5,299	6,607	8,574
	(A)のうち、５０日以上欠席している者	計			13,436	13,418
		うち、90日以上欠席している者	計	6,494	8,242	9,917
	うち、出席日数10日以下	計	1,400	1,691	1,922	2,076
		うち、出席日数0日	計	449	515	599
	新型コロナウイルス	計	5,603	985		
	その他	計	5,298	4,591	2,977	3,138
	合計	計	25,345	23,565	26,613	27,237

※ 1 「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、年度間に３０日以上登校しなかった（連続したものであるかを問わない）児童生徒数を理由別に調査。

なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。理由の選択については、「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「その他」とし、理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選択。

- 「病気」には、本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
 - 「経済的理由」には、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の計上。
 - 「不登校」には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、による者を除く。）を計上。
 - 「その他」には、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。
- ＊「その他」の具体例
- ア 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
 - イ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
 - ウ 連絡先が不明なまま長期欠席している者
 - エ 感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

イ 不登校児童生徒について把握した事実

区分		R 5	R 6
小学校	いじめの被害の情報や相談があった。	45	63
	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	599	719
	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	265	262
	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	917	834
	学校のきまり等に関する相談があった。	70	116
	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった。	184	240
	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	514	496
	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	735	786
	生活リズムの不調に関する相談があった。	1,390	1,353
	あそび、非行に関する情報や相談があった。	85	94
	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	2,037	1,998
	不安・抑うつに関する相談があった。	1,346	1,487
	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	380	516
	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	452	521
	上記に該当なし		360
中学校	いじめの被害の情報や相談があった。	25	45
	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	1,417	1,415
	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	192	225
	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	1,706	1,611
	学校のきまり等に関する相談があった。	173	150
	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	437	513
	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	602	536
	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	919	893
	生活リズムの不調に関する相談があった。	2,529	2,282
	あそび、非行に関する情報や相談があった。	361	329
	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	3,596	3,177
	不安・抑うつに関する相談があった。	2,217	2,240
	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	516	482
	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	579	579
	上記に該当なし		416

※ 1 令和 5 年度調査から問われる内容が変更となったため、令和 5 年度調査からの結果を表記。

※ 2 「長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき、必ず 1 つ以上回答。なお、該当する不登校児童生徒について、令和 6 年度以前に把握した事実も回答。

※ 3 「相談」は、学級担任等の教職員やスクールカウンセラー等の相談員等と本人や保護者との相談である。

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

ウ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数

区分		R 3		R 4		R 5			R 6			
		90日以上		90日以上		50日以上			50日以上			
		90日以上		90日以上		90日以上			90日以上			
小 学 校	学 校 外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	1,255	701	1,479	897	1,866	1,524	1,140	2,187	1,808	1,314
		(a)「指導要録上出席扱い」となった実人数	228	140	314	215	527	444	358	669	589	476
		① 教育支援センター	327	195	286	181	466	391	297	518	439	328
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	146	77	104	66	194	165	131	259	219	167
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	8	0	0	0	1	1	0	4	4	4
		② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関（①を除く）	458	256	677	400	749	623	473	760	645	486
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	33	22	127	89	227	189	152	261	242	199
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
		③ 児童相談所、福祉事務所	115	56	113	64	150	125	97	208	168	118
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	2	2	6	4	8	8	1	6	6	3
		④ 保健所、精神保健福祉センター	27	18	19	13	17	14	11	29	19	15
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1
		⑤ 病院、診療所	352	171	333	183	464	379	261	662	525	340
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	9	3	8	7	12	11	7	16	14	7
		⑥ 民間団体、民間施設	130	101	186	134	281	248	205	399	352	289
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	51	44	78	58	125	108	94	198	172	145
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	2	2	3	3	6	5	5	6	5	5
		⑦ 上記以外の機関等	57	28	54	34	73	54	45	87	67	45
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	1	0	1	0	3	3	3	4	2	2
		(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	1,989	849	2,916	1,181	4,092	2,795	1,739	4,155	2,815	1,716
		(3) (1), (2) の合計	3,244	1,550	4,395	2,078	5,958	4,319	2,879	6,342	4,623	3,030
	学 校 内	(4) ⑧, ⑨による相談・指導等を受けた実人数	1,470	710	1,834	875	3,020	2,224	1,500	3,573	2,650	1,710
		⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	500	214	539	211	1,459	995	622	2,032	1,399	843
		⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	1,161	587	1,486	738	2,027	1,537	1,076	2,306	1,785	1,207
		(5) 上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	1,774	840	2,561	1,203	2,938	2,095	1,379	2,769	1,973	1,320
		(6) (4), (5) の合計	3,244	1,550	4,395	2,078	5,958	4,319	2,879	6,342	4,623	3,030
		(7) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	1,149	468	1,778	722	2,114	1,443	897	1,953	1,319	830
		(7)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数					1,995	1,326	819	1,743	1,182	727

※ 1 学校外の①～⑦の機関

- ① 教育支援センター（適応指導教室） ② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）
 ③ 児童相談所、福祉事務所 ④ 保健所、精神保健福祉センター ⑤ 病院、診療所
 ⑥ 民間団体、民間施設 ⑦ 上記以外の機関等

※ 2 学校内の⑧, ⑨の機関

- ⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数
 ⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数

※ 3 ①～⑨については複数回答であり、(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) は実数。

※ 4 令和5年度調査から「(7)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数」が追加

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

ウ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数

区分		R 3		R 4		R 5			R 6			
		90日以上		90日以上		50日以上			50日以上			
		90日以上		90日以上		90日以上			90日以上			
中学校	学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	2,058	1,452	2,263	1,603	2,566	2,270	1,874	3,015	2,638	2,194
		(a)「指導要録上出席扱い」となった実人数	799	582	974	717	1,146	1,052	904	1,411	1,279	1,110
		① 教育支援センター	687	499	551	382	721	658	557	871	763	642
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	505	350	406	274	528	482	415	673	592	506
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	1	1	5	3	10	7	6	3	3	3
		② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関（①を除く）	325	258	575	439	622	561	485	671	615	546
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	111	90	338	254	325	299	256	381	365	328
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	4	3	0	0	0	2	2	2
		③ 児童相談所、福祉事務所	163	97	170	103	185	154	118	230	199	155
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	16	8	18	12	16	15	10	28	22	12
		④ 保健所、精神保健福祉センター	22	12	20	17	12	11	8	22	18	16
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0
		⑤ 病院、診療所	725	447	703	456	757	637	504	1,021	868	694
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	18	12	19	13	20	19	15	21	15	7
		⑥ 民間団体、民間施設	260	210	294	233	376	353	310	517	487	441
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	184	152	219	174	279	262	237	380	355	319
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	37	27	15	11	25	24	20	24	22	19
		⑦ 上記以外の機関等	93	79	108	80	149	131	89	111	100	76
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	15	13	14	13	40	39	28	22	19	15
		(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	5,876	3,492	7,452	4,561	8,267	6,847	5,164	7,681	6,157	4,683
		(3) (1), (2) の合計	7,934	4,944	9,715	6,164	10,833	9,117	7,038	10,696	8,795	6,877
	学校内	(4) ⑧, ⑨による相談・指導等を受けた実人数	3,770	2,268	4,676	2,903	5,802	4,935	3,783	6,327	5,186	4,040
		⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	748	409	940	523	2,364	1,952	1,480	3,142	2,498	1,922
		⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	3,327	2,030	4,036	2,576	4,253	3,658	2,808	4,826	3,969	3,156
		(5) 上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	4,164	2,676	5,039	3,261	5,031	4,182	3,255	4,369	3,609	2,837
		(6) (4), (5) の合計	7,934	4,944	9,715	6,164	10,833	9,117	7,038	10,696	8,795	6,877
		(7) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	3,022	1,867	3,940	2,518	3,842	3,160	2,403	3,153	2,553	1,932
		(7)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数					3,568	2,898	2,172	2,989	2,362	1,757

※ 1 学校外の①～⑦の機関

- ① 教育支援センター（適応指導教室） ② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）
 ③ 児童相談所、福祉事務所 ④ 保健所、精神保健福祉センター ⑤ 病院、診療所
 ⑥ 民間団体、民間施設 ⑦ 上記以外の機関等

※ 2 学校内の⑧, ⑨の機関

- ⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数
 ⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数

※ 3 ①～⑨については複数回答であり、(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)は実数。

※ 4 令和5年度調査から「(7)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数」が追加

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

エ 不登校児童生徒のうち、自宅におけるＩＣＴ等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

区分		R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	指導要録上出席扱いとした児童生徒数（a）	283	275	391	404
	（a）のうち「４」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数	28	61	125	191
中学校	指導要録上出席扱いとした児童生徒数（a）	347	416	483	595
	（a）のうち「４」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数	51	162	215	281

※１ 「４」は、前頁の「ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等」とする。

※２ 令和３年度調査より『不登校児童生徒のうち』と記載されているが、調査の趣旨を鑑みて経年比較する。

オ 不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価について

区分		R 6
小学校	A 不登校児童生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき ①～⑤における学習の成果を反映した実人数	805
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	473
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	749
	① 自宅等 B	677
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	414
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	625
	② 教育支援センター B	73
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	38
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	69
	③ 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（②を除く） B	54
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	17
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	53
	④ 民間団体、民間施設 B	41
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	16
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	40
中学校	⑤ 上記以外の機関等 B	3
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	2
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	3
	A 不登校児童生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき ①～⑤における学習の成果を反映した実人数	2,235
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	1,834
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	1,707
	① 自宅等 B	1,936
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	1,618
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	1,497
	② 教育支援センター B	171
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	108
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	140
	③ 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（②を除く） B	99
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	80
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	71
	④ 民間団体、民間施設 B	94
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	75
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	64
	⑤ 上記以外の機関等 B	13
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	11
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	3

※１ 令和６年度調査から問われている内容のため、令和６年度調査の結果のみ表記。

Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等

ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

区分				R 3	R 4	R 5	R 6		
高等学校 （全日制）	病気			計	645	854	553	433	
	経済的理由			計	5	1	2	3	
	不登校（Ａ）			高 1	516	635	818	701	
				高 2	446	520	717	753	
				高 3	298	345	465	464	
				単位制	294	402	493	503	
				計	1,554	1,902	2,493	2,421	
	(A)のうち、前回調査でも 不登校に計上されていた者			高 1	82	99	88	85	
				高 2	71	101	136	166	
				高 3	53	94	100	148	
				単位制	35	81	92	76	
				計	241	375	416	475	
	(A)のうち、中退			高 1	143	160	216	174	
				高 2	87	92	123	97	
				高 3	33	37	38	28	
				単位制	56	71	58	73	
				計	319	360	435	372	
	(A)のうち、原級留置			高 1	22	37	10	8	
				高 2	11	19	9	3	
				高 3	3	8	1	0	
				単位制	8	21	7	1	
				計	44	85	27	12	
	(A)のうち、50日以上欠席 している者			高 1			301	307	
				高 2			189	301	
				高 3			86	133	
				単位制			144	173	
				計			720	914	
	うち、90日以上欠席 している者		高 1	78	98	115	101		
			高 2	45	50	68	74		
			高 3	11	25	19	13		
			単位制	32	36	53	54		
			計	166	209	255	242		
	うち、出席日数 が10日以下の 者		高 1	11	12	16	16		
			高 2	5	2	12	10		
			高 3	0	4	2	6		
			単位制	3	7	14	3		
			計	19	25	44	35		
	うち、出 席日数が 0日の者		高 1	2	0	2	3		
			高 2	2	0	3	3		
			高 3	0	0	1	1		
			単位制	0	2	4	0		
			計	4	2	10	7		
	新型コロナウイルスの感染回避				計	326	64		
	その他				計	914	431	128	111
	合計				高 1	971	899	980	843
					高 2	1,010	847	912	910
					高 3	752	807	693	617
					単位制	711	699	591	598
					計	3,444	3,252	3,176	2,968

区分		R 3	R 4	R 5	R 6	
高等学校（定時制）	病気	計	98	50	75	48
	経済的理由	計	3	9	5	8
	不登校（Ａ）	高 1	38	51	39	57
		高 2	35	36	44	59
		高 3	19	35	34	40
		高 4 以上	38	47	18	37
		単位制	680	733	674	675
		計	810	902	809	868
	(A)のうち、前回調査でも 不登校に計上されていた者	高 1	11	7	12	24
		高 2	17	17	19	19
		高 3	11	11	18	19
		高 4 以上	25	21	14	18
		単位制	304	322	285	272
		計	368	378	348	352
	(A)のうち、中退	高 1	21	13	13	21
		高 2	12	10	11	11
		高 3	3	1	5	11
		高 4 以上	6	3	4	4
		単位制	126	109	125	107
		計	168	136	158	154
	(A)のうち、原級留置	高 1	3	6	6	6
		高 2	5	2	3	6
		高 3	0	1	4	3
		高 4 以上	3	1	0	0
		単位制	5	0	4	2
		計	16	10	17	17
	(A)のうち、50日以上欠席 している者	高 1			25	31
		高 2			25	29
		高 3			23	18
		高 4 以上			10	10
		単位制			324	375
		計			407	463
	うち、90日以上欠席 している者	高 1	7	10	7	11
		高 2	5	3	7	11
		高 3	0	1	4	6
		高 4 以上	6	1	3	3
単位制		148	184	123	175	
計		166	199	144	206	
うち、出席日数 が10日以下の 者	高 1	0	2	3	3	
	高 2	1	1	0	0	
	高 3	0	0	1	1	
	高 4 以上	1	1	1	0	
	単位制	13	33	46	33	
	計	15	37	51	37	
うち、出 席日数が 0 日の者	高 1	0	0	1	0	
	高 2	0	1	0	0	
	高 3	0	0	0	1	
	高 4 以上	0	1	0	0	
	単位制	3	6	5	9	
	計	3	8	6	10	
新型コロナウイルスの感染回避		計	31	4		
その他		計	77	26	73	19
合計		高 1	64	58	68	68
		高 2	66	50	65	72
		高 3	54	49	50	62
		高 4 以上	80	55	44	48
		単位制	755	779	735	693
		計	1,019	991	962	943

※ 1 「生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）生徒数を理由別に調査。なお、「生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。理由の選択については、「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「その他」とし、理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選択。

※ 2 各区分の詳細は、P 2 0 を参照。

Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等

イ 不登校生徒について把握した事実

区分		R 5	R 6
全 日 制	いじめの被害の情報や相談があった。	20	11
	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	193	187
	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	25	7
	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	588	327
	学校のきまり等に関する相談があった。	34	47
	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった。	185	195
	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	121	63
	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	86	59
	生活リズムの不調に関する相談があった。	517	405
	あそび、非行に関する情報や相談があった。	96	128
	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	856	654
	不安・抑うつに関する相談があった。	215	379
	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	16	11
	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	125	7
	上記に該当なし		246
定 時 制	いじめの被害の情報や相談があった。	2	1
	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	51	40
	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	3	1
	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	139	183
	学校のきまり等に関する相談があった。	3	2
	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった。	31	40
	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	16	14
	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	17	11
	生活リズムの不調に関する相談があった。	213	236
	あそび、非行に関する情報や相談があった。	47	69
	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	293	186
	不安・抑うつに関する相談があった。	15	158
	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	5	2
	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	2	5
	上記に該当なし		129

※1 令和5年度調査から問われる内容が変更となったため、令和5年度調査からの結果を表記。

※2 「長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき、必ず1つ以上回答。なお、該当する不登校児童生徒について、令和6年度以前に把握した事実も回答。

※3 「相談」は、学級担任等の教職員やスクールカウンセラー等の相談員等と本人や保護者との相談である。

Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等

ウ 不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況

区分	全日制	定時制
学校教育法施行規則第88条の3に基づき、自宅その他特別な場所で遠隔授業を受けた人数	24	11
そのうち、遠隔授業によって単位を修得した人数	15	0
学校教育法施行規則第88条の4に基づき、授業に代えて通信教育を受けた人数	0	0
そのうち、通信教育によって単位を修得した人数	0	0

※ 1 令和 6 年度調査から問われている内容のため、令和 6 年度調査の結果のみ表記。

※ 2 「不登校」と回答した不登校生徒のうち、「学校教育法施行規則第 88 条の 3 に基づき、自宅その他特別な場所で遠隔授業を受けた人数」「学校教育法施行規則第 88 条の 4 に基づき、授業に代えて通信教育を受けた人数」をそれぞれ計上。なお、特定の教科・科目等において、遠隔授業と通信教育の両方を行った場合は、それぞれに計上。

エ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数

区分		R 3		R 4		R 5			R 6		
		90日以上		90日以上		50日以上			50日以上		
		90日以上		90日以上		90日以上			90日以上		
全 日 制	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	218	33	263	44	205	76	38	241	96	29
	(a)「指導要録上出席扱い」となった実人数	6	1	2	0	15	1	1	3	0	0
	① 教育支援センター（適応指導教室）	14	1	11	2	2	1	1	0	0	0
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定額授業料制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関（①を除く）	8	0	9	2	17	2	1	14	3	1
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	1	0	0	0	15	1	1	0	0	0
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定額授業料制度の適用を受けた人数	1	0	0	0	14	1	1	0	0	0
	③ 児童相談所、福祉事務所	23	6	42	15	9	3	2	17	5	0
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	1	0	2	0	0	0	0	2	0	0
	④ 保健所、精神保健福祉センター	7	3	0	0	2	1	1	0	0	0
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤ 病院、診療所	170	23	168	24	181	73	36	195	82	25
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	4	1	0	0	14	1	1	0	0	0
	⑥ 民間団体、民間施設	2	1	13	2	3	1	1	2	2	1
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定額授業料制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑦ 上記以外の機関等	2	0	21	0	11	0	0	14	6	2
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	1,073	112	1,315	135	1,815	542	173	1,811	655	165
	(3) 不明	263	21	324	30	473	102	44	369	163	48
	(4) (1)～(3)の合計	1,554	166	1,902	209	2,493	720	255	2,421	914	242
学 校 内	(5) ⑧、⑨による相談・指導等を受けた実人数	665	72	811	94	1,069	314	119	1,098	414	93
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	406	33	415	39	561	160	43	660	237	52
	⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	478	60	536	64	666	227	94	618	244	60
	(6) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	889	94	1,091	115	1,424	406	136	1,323	500	149
	(7) (5)、(6)の合計	1,554	166	1,902	209	2,493	720	255	2,421	914	242
	(8) 上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	646	59	815	64	1,090	349	111	1,113	378	112
	(8)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数					987	310	94	888	299	79

※ 1 ①～⑨については複数回答であり、(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)は実数。

※ 2 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。

※ 3 令和 5 年度調査から「(8)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数」が追加。

IV 高等学校における長期欠席の状況等

工 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数

区分		R 3		R 4		R 5			R 6			
		90日以上		90日以上		50日以上			50日以上			
								90日以上			90日以上	
定 時 制	学 校 外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	22	2	39	12	34	24	17	37	24	17
		(a)「指導要録上出席扱い」となった実人数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
		① 教育支援センター（適応指導教室）	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		b)(a)のうち、学校外の公的機関等に送附する場合の適学定規規程第10条の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関（①を除く）	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		b)(a)のうち、学校外の公的機関等に送附する場合の適学定規規程第10条の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		③ 児童相談所、福祉事務所	7	1	14	5	3	3	2	5	2	2
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		④ 保健所、精神保健福祉センター	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		⑤ 病院、診療所	15	1	18	4	27	19	16	27	17	12
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
		⑥ 民間団体、民間施設	0	0	3	0	2	1	0	3	2	1
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		b)(a)のうち、学校外の公的機関等に送附する場合の適学定規規程第10条の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		⑦ 上記以外の機関等	0	0	0	0	3	2	0	2	2	1
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	640	125	682	127	344	227	79	587	293	107
		(3) 不明	148	39	181	60	431	156	48	244	146	82
		(4) (1)～(3)の合計	810	166	902	199	809	407	144	868	463	206
学 校 内		(5) ⑧、⑨による相談・指導等を受けた実人数	263	63	272	44	213	76	19	312	180	93
		⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	142	31	159	26	76	28	4	158	79	30
		⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	241	59	231	42	147	57	16	201	121	74
		(6) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	547	103	630	155	596	331	125	556	283	113
		(7) (5)、(6)の合計	810	166	902	199	809	407	144	868	463	206
		(8) 上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	467	93	499	101	265	174	67	456	177	68
		(8)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数					213	131	51	319	134	54

- ※ 1 ①～⑨については複数回答であり、(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)は実数。
- ※ 2 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。
- ※ 3 令和5年度調査から「(8)のうち、教職員から継続的な指導・相談等を受けていた人数」が追加。

V 高等学校における中途退学の状況等

ア 退学者数

【中途退学者数】

区分		R 3	R 4	R5	R 6
中途退学者数	高 1	416	470	497	447
	高 2	271	270	301	251
	高 3	85	106	103	113
	高 4 以上	17	17	21	18
	単位制	338	319	330	341
計		1,127	1,182	1,252	1,170

【中途退学の理由】

区分		R 3	R 4	R5	R 6
学業不振	高 1	79	67	67	64
	高 2	34	28	28	9
	高 3	7	5	5	9
	高 4 以上	0	0	1	1
	単位制	16	8	14	25
	計	136	108	115	108
学校生活・ 学業不応応	高 1	202	298	338	304
	高 2	117	163	220	169
	高 3	35	57	52	59
	高 4 以上	5	1	4	1
	単位制	205	217	245	224
	計	564	736	859	757

区分		R 3	R 4	R5	R 6
別の高校 への入学 を希望。	高 1	75	30	16	20
	高 2	49	21	11	7
	高 3	17	14	9	3
	高 4 以上	0	0	1	1
	単位制	22	31	6	10
	計	163	96	43	41
専修・ 各種学校 への入学 を希望。	高 1	11	1	4	1
	高 2	3	1	0	0
	高 3	1	0	0	2
	高 4 以上	0	1	1	1
	単位制	24	3	1	0
	計	39	6	6	4
就職を 希望。	高 1	14	20	10	25
	高 2	17	9	6	21
	高 3	3	7	5	11
	高 4 以上	1	2	3	3
	単位制	33	18	25	23
	計	68	56	49	83
高卒程度 認定試験 受験を希 望。	高 1	7	0	2	4
	高 2	11	2	3	6
	高 3	3	2	7	4
	高 4 以上	0	1	1	3
	単位制	13	6	13	12
	計	34	11	26	29
その他	高 1	8	29	4	2
	高 2	9	22	6	5
	高 3	2	9	2	7
	高 4 以上	0	8	4	0
	単位制	1	7	6	12
	計	20	75	22	26
小計	高 1	115	80	36	52
	高 2	89	55	26	39
	高 3	26	32	23	27
	高 4 以上	1	12	10	8
	単位制	93	65	51	57
	計	324	244	146	183

【在籍者数 令和 6 年 4 月 1 日、現在】

高 1	高 2	高 3	高 4 以上	単位制	計
28,317	27,850	27,655	1,202	24,115	109,139

区分		R 3	R 4	R5	R 6
病気が死亡	高 1	6	8	7	9
	高 2	12	11	7	10
	高 3	9	6	5	2
	高 4 以上	2	1	0	1
	単位制	11	13	8	13
	計	40	39	27	35
経済的理由	高 1	0	0	1	0
	高 2	0	0	1	0
	高 3	1	0	0	0
	高 4 以上	0	0	1	0
	単位制	2	2	1	1
	計	3	2	4	1
家庭の事情	高 1	6	7	25	9
	高 2	7	9	12	9
	高 3	1	1	8	4
	高 4 以上	0	1	3	1
	単位制	4	4	8	11
	計	18	22	56	34
問題行動等	高 1	4	6	17	8
	高 2	4	4	2	8
	高 3	3	5	6	6
	高 4 以上	0	0	0	0
	単位制	5	6	1	5
	計	16	21	26	27
その他の理由	高 1	4	4	6	1
	高 2	8	0	5	7
	高 3	3	0	4	6
	高 4 以上	9	2	2	6
	単位制	2	4	2	5
	計	26	10	19	25

※「経済的理由」の内訳

区分		R 3	R 4	R5	R 6
授業料減免を受けていた者	高 1	0	0	0	0
	高 2	0	0	0	0
	高 3	1	0	0	0
	高 4 以上	0	0	0	0
	単位制	0	1	0	0
	計	1	1	0	0
奨学金を受けていた者	高 1	0	0	0	0
	高 2	0	0	0	0
	高 3	0	0	0	0
	高 4 以上	0	0	0	0
	単位制	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
授業料の滞納があった者	高 1	0	0	0	0
	高 2	0	0	1	0
	高 3	0	0	0	0
	高 4 以上	0	0	0	0
	単位制	1	1	1	0
	計	1	1	2	0
上記のいずれにも該当しない者	高 1	0	0	1	0
	高 2	0	0	0	0
	高 3	0	0	0	0
	高 4 以上	0	0	1	0
	単位制	1	0	0	1
	計	1	0	2	1

VI 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況

ア 自殺に係る調査を実施した件数

区分	R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	17	18	10	28
中学校				
高等学校				